

村立学校における働き方改革の取組について

近年、学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の勤務が長時間化している実態があります。

村教育委員会では、子どもたちが充実した学校生活を送ることができるよう、教員が心身ともに健康で、子どもたちへの指導に取り組める環境づくりを進めています。

保護者や地域の皆様におかれましては、学校における働き方改革の推進について、ご理解とご協力をお願いします。

【主な取組】

1 留守番電話の設置

村内小・中学校教職員の勤務時間は、平日の午前8時から午後4時30分までです。

平日の午前7時30分までと午後6時以降、及び土日祝日は、留守番電話での自動応答による対応とします。留守番電話設定中の連絡については、村教育委員会で対応します。

2 定時退庁の実施 週1回以上、勤務時間終了後に速やかに退校します。

3 学校閉庁日の設定

休暇取得を促進するため、夏季休業中及び冬期休業中に、期間を定めて日直出勤を行わない学校閉庁日を導入しています。千葉県民の日についても同様の扱いです。

4 学校における人員体制の充実

村独自に会計年度職員【学習指導支援員（小学校：算数・中学校：数学、英語）、特別支援教育介助員】を雇用し、教職員数の充実に努めています。

教員支援体制の構築のため、ALT、スクールカウンセラー、スクール・サポート・スタッフ、ICT支援員など様々な分野での専門人材の活用を進めています。

5 部活動指導に係る負担の軽減

生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう、部活動において休養日と活動時間を設定しています。

【長生村中学校部活動ガイドライン】

休養日（週あたり平日1日以上、週あたり休日1日以上）の設定

活動時間（平日2時間程度、休日3時間程度）の設定

休日部活動の地域移行に向け、近隣市町村とも連携し、令和7年度末までを目途に、準備のできた部活動から地域移行を進めていきます。

6 教員の在校等時間の上限方針の策定

教員が勤務時間外に在校する時間を、原則として月45時間以下、年間360時間以下とする方針を定め、教職員の長時間勤務の解消に取り組んでいます。